

佐賀県告示第335号

佐賀県果樹園経営技術研修規程（昭和40年佐賀県告示第365号）の一部を次のように改正する。

平成26年 8 月29日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(入場手続)</p> <p>第7条 農家研修を受けようとする者は、入場願書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該地区農業改良普及センター所長を経由して、場長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(入場手続)</p> <p>第7条 農家研修を受けようとする者は、入場願書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該地区農林事務所地域農業改良普及センター長を経由して、場長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この告示は、平成26年 9 月 1 日から施行する。